

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合は、経営保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン（注1）」（以下、「GL」という。）を踏まえ、本GLを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。

当組合は、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本GLに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本GLに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

注1：「経営者保証に関するガイドライン」とは、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）について主たる債務者、保証人及び金融機関において合理性が認められる保証契約の在り方を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めたものです。

以上を踏まえ、当組合は、以下のとおり対応することといたします。

1. 法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業等から資金調達の要請を受けた場合には、GLに基づき、当該企業の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討いたします。
2. 中小企業等との間で保証契約を締結する場合には、GLに基づき、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、保証金額の設定については、中小企業等の各ライフステージにおける取引意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。
3. 中小企業等から既存保証契約の見直しの申し入れを受けた場合には、GLに基づき、改めて検討を行うとともに、その検討結果を主たる債務者と保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行うことといたします。
4. 保証人から保証債務の整理についてGLに則った整理の申し立てを受けた場合には、GLに基づき、関係する他の金融機関、外部専門家及び外部機関と連携・協力し、当該債務整理手続きの成立に向けて誠実に対応いたします。
5. 経営者保証における保証債務を履行する場合には、GLに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続きにおける自由財産の考え方との整合性等を勘案して決定いたします。

以上